

## 近世農民の家と屋敷地

長谷川善計

わたしが、屋敷地に関心をもつようになったのは、近世初期の農民の家の研究からであった。

その発端は、高尾一彦氏から、「近世初期の本百姓は、検地帳に屋敷地を登録した者である」と教えられたことにある。

本百姓身分の者が、屋敷地の名請人であることを実証したものととしては、今井林太郎・八木哲浩両氏の撰津国武庫郡上瓦林村の分析がある。<sup>(1)</sup>この村の万治二年（一六五九）の宗門改帳では、家数五六軒のうち、本百姓身分にあたる役人身分のものには二五軒であるが、それより四八年前の慶長一六年（一六一二）の検地帳での屋敷地名請人は二六名である。そして、八木氏は、この両帳を綿密につき合わせた結果、没落した屋敷名請人一人を除いて、屋敷地登録人の家系のものが、本百姓<sup>(2)</sup>役人であったことを実証されている。

もっとも、本百姓身分のものが、屋敷地登録人であったことが、つねに史料上で厳密に確認されるかという点、そうとはいえない。たとえば、後藤陽一氏によると、慶長七年（一六〇二）から同九年（一六〇四）の間の出雲国の各村検地帳では、三種の屋敷名請がある。第一は、庄屋等の村役人をつとめるか、寺社等のゆえに夫役が免除されている御免屋敷。第二は、公儀<sup>(3)</sup>大名に対して一定の役目を負う身分としてみとめられた御役目屋敷である。しかし、この二者に加えて、出雲の国では、第三に、まわき・名子・後家・はちひらき等の特別の身分の者に対して、面積は狭いが、無年貢の引下屋敷というのがある。この引下屋敷地について、後藤氏は、封建的救恤の意味をもってしていると説明されている。また、同氏の著作には、寛文一一年（一六七二）の備後国福山藩の五ヶ村の検地帳について身分別集計表が掲載されているが、そこでも、まわきや従属身分の者でも屋敷地名請人になっている者がいることが示されている。したがって、屋敷地の名請人については、各藩の藩政によって若干の差異があるし、また、屋敷地の名請が記載される検地帳と、百姓身分が記載される人別帳との年次的ズレや、百姓身分の異動等によって常に史料上で厳密に両者の対応がみられるとはかぎらない。しかし、屋敷地名請人が本百

姓であることは、日本近世史においてはほぼ確認された事実であるといつてよいであろう。

しかし、日本近世史の多くの著作では、屋敷地の名請が、本百姓という「身分」と不可分に結びついているという事実を指摘しているが、それでは、なぜ、本百姓身分の者だけが屋敷地をもち、名子・被官・抱主・門屋・添屋等地方ごとに各種の名称でよばれている従属身分の者が屋敷地をもたないのか、本百姓身分にとつて屋敷地とはどのような意味をもっているのか等については、納得のいく説明をみいだすのは困難であった。

これと関連して、いったい本百姓身分や従属身分とはなんであるのか、両者の身分関係とはなんであるのかということについても、これまでの研究では鮮明になっていないように思われたのである。

しかし、これらの疑問を解くひとつのカギは、わたしの場合、本百姓よりは、むしろ従属農民の側から与えられた。それは有賀喜左衛門氏の有名なモノグラフ『岩手県二戸郡石神村に於ける大家族制度と名子制度』によつてである。

このモノグラフの中で、有賀氏は、名子は自分の屋敷地（有賀氏は「屋敷」と記している）を所有せず、抱主からそれを借りた場合に名子としての関係が生じるのだと書いている。また、名子が屋敷地を取得すれば、名子という従属身分から解放され、「名子ヌケ」して本百姓身分になった事例をいくつかあげている。さらに、抱主（本百姓）Aから屋敷地を借りていた名子は、その屋敷地がAからBに売り渡されると、かつてはAの名子であった者がBの名子になった事例もいくつかあげている。<sup>(3)</sup>

これらの諸事実は、本百姓と名子の関係において、屋敷地が決定的な意味をもっていることを示している。しかし、名子制度についてのこれまでの理解は、これとは全く異つたものであった。

というのは、本百姓と名子との身分関係は、これまで主として本百姓の経営という観点からとらえられてきた。この観点からみれば、名子は本百姓の地主手作経営に賦役を提供する義務を負う者であり、同時に本百姓から小作地を借りている者である。そして、名子の賦役は、本百姓から田畑を借用することによつて生じた義務と考えられた。この理解では、本百姓と名子との身分関係は、田畑の貸借関係による地主・小作関係に基礎づけられたものであり、したがつて、名子の賦役は、

小作料の一部が、労働地代の形態で支払われたと考えられたのである。名子の賦役が「名子小作」とよばれたのも、こうした理解にもとづくものであろう。

しかし、名子の賦役についての有賀氏の見解は、これとは異なっていた。有賀氏は、名子の賦役が農事（農業経営）だけに限られたものではなく、本百姓の冠婚葬祭や餅搗、屋敷や墓の掃除などの家事の賦役義務があること、そして各種の節句や年間行事には、本百姓と名子との間に相互給付の交換がおこなわれ、さらに日常生活上でも扶養・庇護と奉仕との相互給付関係がおこなわれていることに注目した。本百姓と名子との関係が、たんに農業経営のみに限定されたものではなく、日常的社会生活全般における親方・子方関係にもとづくものと解された。有賀氏においては、名子の賦役や小作料も、この親方・子方関係における扶養・庇護と奉仕の関係にもとづく相互給付の関係と理解されたのである。

この脈絡の中で、有賀氏は、小作関係の原型は「子作」だと理解し、名子の賦役が、小作料の原型であると理解したのである。そして、親方・子方関係は、主従的身分関係にあると同時に、本家と分家との同族関係であるというのが有賀氏の理解である。

こうした有賀氏の理解の背後には、民衆の日常生活における民習を対象とした柳田民俗学の生活概念を継承しながらも、それを、日常生活における社会的諸関係の分析に収斂していった有賀氏の独自の視野構造がある。それを、有賀氏は、「生活連関」とか、「生活組織」とよんだ。有賀氏の名子制度の分析は、この「生活連関」や「生活組織」の視野構造と密着したものである。

わたしは、有賀氏の名子制度の理解が、前述の経済史的理解よりは、いっそう前進した理解であると評価したい。

しかし、有賀氏の名子制度の理解には、鮮明でないいくつかの問題がある。第一に、本百姓と名子との関係が、親方・子方関係であるとしても、それがどのような意味で「家的」関係⇨同族関係になるのかということである。このことは第二に、有賀氏においては、日本の「家」とはなにかということが鮮明ではないということと結びついている。有賀氏は、家を、日常的な生活連関をもった経営体としてとらえているが、これだけでは、家を明晰にとらえたとはいえないであろう。

むしろ、本百姓と従属農民の関係についても、また、家とはなにかという問題についても、有賀氏が、石神村調査で着目した屋敷地の問題が、それらを明らかにするための重要な手がかりとなると思われるが、有賀氏の家理論や名子制度の理論には、屋敷地のもつ意味や論理の問題はほとんど組み込まれなかった。また、これと関連して、名子の賦役を、小作料の原型として、両者を同一の社会関係や系譜に属するものとみたと有賀氏の見解についても、わたしは賛同することができない。

結論をさきどりしていえば、屋敷地は、第一に「家」をシンボライズするものである。そして第二に、屋敷地の名請や貸与は、「家的」な主従関係を取り結ぶ意味をもっていると考えられるからである。

わたしは、本節の冒頭で、本百姓身分であることは、検地帳に屋敷地を名請している者であるといった。そして、本百姓は、役家あるいは役人ともよばれるが、それは、本百姓が、なによりも百姓の本役である夫役を负担する義務を負うからである。その際、課役の基準となったのは、所持する田畑の面積ではなくて、「屋敷持」の本百姓であるか否かということである。いわゆる「家割り」の原則である。このことは、屋敷持の本百姓身分の者が、対領主関係においても、対村落の関係においても、「一軒前の家」あるいは「一軒分の家」としてみとめられていたということと結びついている。つまり、本百姓の身分・夫役・屋敷地・家の四者は、相互に緊密に結びついていたのである。

この四者の結びつきについては若干の補足説明が必要である。

第一に、本百姓身分であるということは、百姓本役たる夫役を负担する農民である。このことは、すでに戦国末期の永禄二年（一五六〇）の北條氏朱印状においてもみられる。ここで伊豆一国の「家数八千九百五十五間半本棟別之高辻也」とあるのについて、中村吉治氏は、家数に「半」と出てくるのは、「半役」であって、ここで家数というのは「役数」をしめしているといわれている。<sup>(4)</sup>ここからも、「家」が「役負担」の単位であったこと、そして、役負担の家が「本棟」とよばれていたことがしられる。

近世に入って、天正元年（一五七三）の近江国坂田郡東黒谷村堂本の「本家の改」では、役負担の家が「本家」とよばれており、この本家が、「屋敷株」ともよばれている。役負担と屋敷との結びつきと、それが「株」として存在していること

がしられる。<sup>(5)</sup>

さらに、文禄五年（一五九六）に石田三成が、近江湖北三郡の村々へ下した九ヶ条の捷書のうち、速水村については、夫役人九拾三間とあるのは、所三男氏にいわせれば、「文禄五年現在に公認された本百姓に他ならない」のである。

また、所三男氏は、文禄三年（一五九四）の伊勢国渡会郡の諸村の検地帳では、夫役負担者を「本役」とよんでおり、ほかにも、文禄期から慶長期にかけての検地帳で、夫役負担者が、「本百姓」、「役人」、「百姓家」、「公事役人」、「役の家」等の名称で呼ばれている事例を数件あげている。<sup>(6)</sup>

では、本百姓の設定にとって、なぜに夫役負担が重視されたのであろうか。この点について、所氏は、戦国期から近世初期にかけて、農兵・陣夫や築城・河川工事などの普譜のために農民の夫役徴用が大きな意味をもっていたことをあげている。家改めや人別改めは、そのためのものである。

たしかにこの指摘は重要であろう。けれども、夫役負担の本百姓に屋敷地の名請をみとめ、それを「一軒前の家」としてみとめたことは、後述のように、屋敷地の名請が、それを媒介にして、領主と本百姓とのあいだに人的な支配関係を確定したという意味があったと考えられる。つまり、屋敷地を媒介にして、そこに住む本百姓と領主とのあいだに主従的な支配関係が設定されたことである。領主にたいする本百姓の夫役は、この主従関係にもとづく本百姓の奉仕であるが、本百姓の設定は、たんに夫役の奉仕にとどまらず、領主にたいする服従の社会単位であるから、同時に貢租納入責任を負う者であった。夫役が百姓本役であるゆえんは、農民の労務提供の必要性ということ以上に、まず領主と本百姓との主従的支配関係、对人的支配関係の確立を意味する。この主従関係の設定を基礎にして、对人支配にたいする奉公としての夫役と、田畑等の耕地を対象とすした貢租の納入責任単位の設定が、本百姓身分のもつ意味であると考えられる。

しかし、こうした对人支配や主従関係の設定は、個人関係や人格関係においてなされたのではない。屋敷地を媒介にし、そこに住む人間や家族を対象にしているのである。そして第二に、屋敷地を名請した本百姓が「一軒前の家」としてみとめられているのであるから、この对人支配や主従関係は、直接には「家」を対象にしたものである。「家」を媒介にして、主

従関係や対人支配がとり結ばれるのである。

これまで、日本の「家」の研究は、主として経営と家族の観点からすすめられてきた。この両者が、「家」の内部構造の分析にとって重要な側面であることは間違いない。しかし、経営の単位が、家の単位なのではない。通常、近世初期の従属農民を抱えた家は、本百姓の地主手作経営にたいして、従属農民が賦役を提供し、同時に従属農民がそれぞれに営む小作経営体を包含したものと考えられている。それゆえ、初期本百姓の家は、ひとつの地主手作経営体と従属農民の小作経営体とを合体したものとみられるが、わたしが長野県小諸市平原でみた寛文一〇年（一六七〇）の検地帳と名寄帳および寛文一一年（一六七二）の五人組帳とをつき合わせると、従属身分であっても下人を抱えて地主手作経営をしている例がいくつもあった。これは本百姓の息子ないし兄弟が均分相続によって分地され、身分上では従属身分であっても本百姓からは独立した地主手作経営をおこなっているのである。男子の均分相続が全国的にみられる近世初期農民のあいだでは、ひとつの家のなかに、経営的に独立した地主手作経営や自作経営がいくつも内包されている事例はけっして少なくないのである。つまり、社会的単位としての家と経営体としての単位は対応していないのである。ひとつの家の内部に存在している経営体はさまざまであって、複数の地主手作経営体と小作経営が合体している場合もあれば、ひとつの自作経営体の場合もある。極端な場合は、きわめて零細な持高でおそらく小作経営であろうと推定される場合でも、本百姓身分で一軒前の家をなしている場合もある。

家が、経営体と対応していないとなると、家は、経営体とは別個の社会単位であるはずである。では、家を、ひとつの社会単位たらしめているものは、なんであろうか。それは、上述の分析からも明らかのように、領主との関係において設定されたものである。屋敷地の名請を媒介にして、領主とのあいだに主従的支配関係を設定し、夫役負担と貢租納入責任を負う社会的単位として設定されたものである。それゆえ、家の内部構造としては、経営や家族は重要な側面ではあるけれども、経営体が即家ではないし、家族が即家ではない。日本の家をもつ独自性は、むしろ支配関係という視点からはじめて適確にとらえるものと考えられる。そして、家が、この意味で「公的」性格をこもっていることは、日本の支配構造や社会構造

を考えるうえでも、また、日本人の社会意識や態度における「公」と「私」との觀念の關係性を考えるうえでも重要なことであろう。「私的」性格をもつ家族は、「公的」性格をもつ家のなかにインプットされ、包み込まれて、村落共同体のなかに統合され、さらに支配機構のなかに統合されていくのである。このような社会構造のもとでは、「公」と「私」とが対抗關係をなすよりよりは、「私」の「公」への埋没という傾向が顕著となる。明治維新以降、わが国が短期間のうちに急速に國家主義を確立し、そのもつとで「滅私奉公」や「公私の未分離」、あるいは「國家」と「市民社会」の一元的未分離の状況をつくりだした歴史的条件のひとつは、近世の社会構造や支配構造の社会單位をなす家のもつ性格にあったといえる。

ところで、「家」は、農民にたいする領主の支配單位をなすといつても、農民の「家」が、個別的に領主と直接的關係をもつたのではない。領主の農民支配は、直接には「村」を支配單位とし、「村」支配をとおして「家」支配をおこなつたのである。近世村落における「村切」と「村請制」とがそれを端的にしめしている。したがつて、家は、村落と直接的に結びつき、村落の構成單位である。

家が村落の構成單位であるということには、いくつかの意味がある。村寄合に参加し、村政に参加しうるのは、一軒前の家を代表する本百姓の權利である。村落における公民權は本百姓にある。ほかに村共有林にたいする入會權や水利權あるいは河川の漁勞權も本百姓の支配に属することが多い。反面、村入用を負担するのも原則として本百姓である。

また、村落における居住權も、本百姓の家に所屬することによって得られるというのも、日本の近世村落がもつ独自性である。

したがつて、日本の近世村落共同体は、一軒前の家々の共同關係によつて構成され、家を代表する本百姓たちの共同連帶責任制によつて成り立っているといえる。

日本の近世村落が「共同体」であるか否かについては、これまでいろいろな議論があつた。その際、ヨーロッパの村落共同体をモデルにして、共同体の基礎を、もっぱら生産手段の共有ないし共同利用にもとめ、その観点から日本の近世村落が、「共同体」か否かの議論がおこなわれてきた。この観点からすれば、耕地の私的所有がはやくからおこなわれたわが国

の場合、生産手段の共有や共同利用は、山林の入会と水利の共同利用が主たるものである。その意味では、ヨーロッパの村落共同体に比べて日本の村落の共同性は弱体だといわなければならない。

しかし、村落を「共同体」たらしめているものは、生産手段の共有や共同利用のみではない。もうひとつの大きな契機は、支配権力による「共同体」の編成である。その支配権力が、村落内部の自首的・自律的なものか、あるいは村落外部からの他首的・他律的なものを問わず、「共同体」としての形を与え、団体として構成していくためには、ウェーバーもいうように、支配権力は不可欠である。支配権力による構成を欠いた場合、生産手段の共有や共同利用のみでは、個々の「共同関係」は成立しても、村落がひとつの「共同体」としては編成されないことが多いであろう。その意味で、村落共同体の考察は、生産手段の共有や共同利用の側面ばかりではなく、支配権力による編成という複眼的視座からとらえなければならないと考えられる。

この観点からみれば、日本の近世村落が「共同体」として成立する契機は、ヨーロッパの村落共同体と比較して、むしろ領主権力による編成の側面にウェイトが大きいところに特徴があるといえる。それは、村落共同体の自治的側面よりは、支配の末端組織の性格がより強いという特徴をうみだしている。もともと、このことは、ヨーロッパの村落共同体に対する領主権力の支配を軽視するものでもないし、日本の近世村落における自治的側面を否定するものでもない。いかに支配権力が強固であるにしても、一般に前近代的支配は、個人を単位としてなされるのではなく、村落を単位にしてなされたのであるから、支配のためには村落による自治権を一定程度容認することは不可欠である。したがって、日本の近世村落が、支配権力による編成と支配機構の下部組織の性格が強いといっても、それは相対的なものである。しかし、日本近世村落のもつこの性格は、明治以降の近代社会のなかで、村落共同体が、支配と自治との対抗関係のなかで、いかなる性格をもち、どのような役割を果たしたかを考える場合にも重要なことであろう。

日本の近世村落は、支配単位の行政村であり、上述のような「公的」性格をもつ「家」の共同関係によって編成された。それは、中田薫氏が指摘されているように、<sup>(8)</sup>一個の法人格をもつ強固な団体として編成された。生産手段の共有や共同利用

においては弱体であったにもかかわらず、団体としての結合の強固さにおいては、ヨーロッパの村落共同体よりもむしろ強固であったといえる。それは、支配権力による村落と家との高度な組織化と、生活の細部にわたる行政指導と法的規制が主な要因であったといえる。

こうした近世村落共同体の構造のもとでは、「家」は最終的には代官所によって公認されるという「公的」性格をもつと同時に、事前には村役人の吟味によって意思決定される「村事項」であった。たとえば、安永九年（一七八〇）の信州長土呂村の史料では、本百姓の息子・兄弟にあたる親族の従属農民（親類抱）を本百姓にとり立て五人組の判頭にするためには、村内の村役人の承認をとりつけ、そのうえで代官所に願ひ出たことがわかる。本百姓の息子や兄弟に財産をわけ、経営や生計を独立させて従属身分にすることは、村役人や代官所への届出ですますことはできても、それを「一軒前の家」としてみとめるか否かは、親の意思で決定しうるものではなく、村内の村役人の意思によるのである。「家」が、「公的」性格をもち、同時に「村事項」であるというゆえんはここにある。

そして、従属身分の農民が、本百姓身分となり、「一軒前の家」となるためには、やはり屋敷地の所持が前提となったようである。その際、屋敷地の取得は、親の屋敷地を男子が分割し、さらにその屋敷地を孫が分割するように、屋敷地の細分化によるものと、畑地を屋敷地に転化していく場合と、絶家跡株や質流れによって取得する場合がある。朝尾直弘氏によると、河内国更池村では、文禄三年（一五九四）から延宝六年（一六七八）の八四年間に屋敷地は三倍強に増加している。また、後藤陽一氏によると、備後の五ヶ村では、寛文十一年（一六七二）から元禄十三年（一七〇〇）までの二九年間の屋敷面積の増加率は、高いところでは、七〜八倍になり、低いところでも四倍になっていることが報告されている。<sup>(11)</sup>この間に、従属身分の多くの者が本百姓に上昇していったことが知られるのであるが、この自立化の多くは、本百姓の息子や兄弟等の親族の従属農民であったと思われる。親族の従属農民たちは、親からの分割相続によって自立化が容易であったのにないして、非親族の従属農民の場合は、田畑の取得や屋敷地の取得はきわめて困難であったからである。かれらの多くは、いわゆる「名子ヌケ」によって身分的に自立化した場合でも、零細高持ないし無高の者が多く、そのうえ、村政への発言権や入会

権等に制限がくわえられ、家屋の軒の高さの制限や葬祭における袴の着用の禁止、あるいは旧主家への忠勤など旧身分の遺制から容易に脱脚しえなかつた場合が少なくない。

第三に、屋敷地と夫役との関係についていえば、前述のように、屋敷地の名請あるいは貸与は、屋敷地を媒介にして、そこに住む人間や家族に対して主従的支配関係を設定するということであり、「対人支配」の意味をもつということである。夫役ないし賦役は、この主従関係的な対人支配にたいする従者の奉仕である。それは、田畑の名請にもとづく貢租や、田畑の貸借関係にもとづく小作料とは異なつた意味をもっている。同じ土地であっても、屋敷地と田畑とは、異なつた意味をもっている。古代律令制や中国では、対人支配と徭役労働の徴用は、戸籍をもとにして、正丁の個人単位におこなわれた。しかし、わが国の場合は、中世以降になると、在家や公事家にみられるように、屋敷地や家を媒介にして徭役労働を徴用するようになつてゐる。それは、田畑を媒介にした貢租や夫役・賦役とは別系統のものである。したがつて、夫役や賦役は、所持したり貸借した田畑面積とは無関係に、いわば「家割り」にはば一定量である。わたしは、さきに、有賀氏が、名子の賦役を小作料の原型とみなし、両者を同一の社会関係や系譜に属するものとみる見解に賛同したがたいといった理由もここにある。ただ、従属農民の場合、その身分上での従属と小作関係が現実には重なり合うため両者は区別しがたい状況にあるが、理論的には明確に区別しなければならぬ。

このように、屋敷地は、「一軒前の家」のシンボルであると同時に、屋敷地の名請や貸与は、家的主従関係の設定という意味をもっている。しかし、この場合注意しなければならないのは、領主と本百姓の関係のもとでは、屋敷地の名請は、独立した家の認定である。それは、屋敷地の所持の公認である。しかし、本百姓と従属農民の関係においては、屋敷地の分割でもなければ、本百姓の屋敷地と別個の屋敷地を設定したものでもない。現実には、名子は本百姓と同一の屋敷地内に居住したり、離れた畑地に居住する場合があるが、いずれにしても、それらは本百姓の所持する屋敷地の中に居住しているのである。したがつて、従属農民は、本百姓の「家の中の者」である。本百姓と従属農民との関係は、屋敷地を媒介として主従的身分関係をとり結び、本百姓の家構成員として組み込まれるのである。本百姓の従属農民になるに際して、その証文が、

「屋敷借証文」となっていたり、また、本百姓が従属農民を「わが屋敷に指し置き」というのは、従属身分の設定が、なによりも屋敷地を媒介にしてなされていることをもの語っているといえる。

ただ、ここで従属農民といっているのは、従属身分にある農民のすべてをさしているのではない。本百姓と非親族の關係にある者のみに限定されなければならない。本百姓と親族關係にある従属農民については、非親族の者と異なった關係にあることは注目されなければならない。親族の従属農民も、従属身分である限りは、本百姓の家の中の者であり、対領主關係や対村落の關係において「公的」な権利義務をもたないことは、非親族の者と差異はないが、本百姓との關係においては、親族の従属農民は、原則として主従的身分關係をもたないし、本百姓に賦役を提供する義務もない。近世初期の農民の間に男子均分相続が多くおこなわれたのを見れば、本百姓と親族の従属農民との家内部における關係は共同的關係であったとみなければならぬであらう。

最後に、これと関連して一言つけ加えておきたいことは、「分家」概念の混乱についてである。というのは、これまでは、従属身分にあった者（多くは親族の者）を、本百姓として一軒前の家として分立させることを「分家」とよぶと同時に、奉公人やワラジヌギを従属身分として取り立てることも「名子分家」などとよんで、兩者の差異を明確にすることなく同一の「分家」の範疇でとりあつかう傾向があった。これは、家の語の曖昧さによるものだが、概念的に明確に区分されるべきことである。奉公人やワラジヌギを「名子分家」に取り立てることは、本百姓の家計や居住や経営からの分離、世帯の分離を意味しても、「家」としての分離独立を意味することではない。本百姓の家のなかに主従關係的にくみ込むことである。これにたいして、本百姓として、「一軒前の家」としての分家は、屋敷地の所有権の分割であり、独立した屋敷地の設定である。そして、この「分家」の差異は、同族間における親族分家と非親族分家との差異にもかかわってくるのである。

以上において、近世初期における領主と本百姓、および本百姓と従属農民との間の二重の支配關係が、それぞれにおいて屋敷地を媒介にして成立すること、そして、それらの支配關係が、屋敷地を媒介にすることによって、「家的」な性格をも

っていることをみてきたのであるが、この屋敷地の問題は、さらいいくつかの問題へとつながっていくように思われる。

第一に、屋敷地の所持を基準とした身分構成は、たんに農民社会にのみみられたものではない。商人や職人等の町人社会においても同様にみられたものである。町人とは、本来町屋敷の所持者をさし、かれらが領主や町に対して公的であった権利義務は、本百姓と異なるものではなかった。これに対して、借屋・店がり・借地の者が、領主や町に対して公的権利義務をもたないことも、従属農民と同様であった。その意味で、町人の社会においても、屋敷地は身分と強く結びついたものであった。しかし、屋敷持の町人と借屋・店がり・借地の者との関係が、近世初期においてどのようなものであったかは詳らかにしないので何ともいえないが、おそらく土地とのつながりが希薄な町人社会においては、必ずしも本百姓と従属農民との関係と同様であったとは考えられない。

第二に、武家社会においても、屋敷の下賜による「家的」支配関係の設定がみられる。大名や家臣に対する將軍からの拝領屋敷の下賜と、大名の「家中」の武士に対する屋敷の下賜がそれである。もちろん、屋敷の下賜は、武士の身分に依じて武家屋敷の場合もあれば町屋敷の場合もある。また面積も異っているし、個別に与えられる場合や組単位で与えられる場合がある。さらに、役をつとめる町人に与えられる場合もある。いずれにしても、これらの屋敷の下賜が「家的」主従関係の設定を意味することには変わりがない。

第三に、屋敷地とかわって屋敷神信仰の問題がある。屋敷神信仰については、これまで柳田国男、鈴木栄太郎、和歌森太郎氏等の研究があり、ことに直江広治氏の『屋敷神の研究』は、北は岩手県から南は鹿児島県に至るほとんど日本全土にわたる屋敷神信仰の諸形態の事例が蒐集されている。おそらく屋敷神は、屋敷Ⅱ家の觀念からすれば、家の聖なる統合シンボルであり、守護神であり、さらにそれが先祖觀念のひとつの形態であると思われる。祭祀形態を歴史的にみれば、直江氏もいわれるように、本家屋敷神や一門屋敷神が古く、各戸屋敷神は、近世初期の大家族制度の解体以降にあらわれてきたものと推定される。ただ、直江氏は、本家頭屋制が本来の形であるとみられているが、これにはただちに賛同しがたいものがある。これは、初期本百姓体制の内部構造や、同族団の内部構造の理解の差異に関連することである。

第四は、上述のような近世初期の農民を中心にしてみられる屋敷地の論理が、古代・中世を通じてどのように展開してきたのかという問題である。この点に関して、まず注目されるのは、古代律令制の下でも宅地は強い私有制の下にあったという中田薫氏等の指摘である<sup>(12)</sup>。そして、この宅地の私有制を根拠にして中世荘園制が拡大してきたという清水三男・戸田芳美氏等の「宅の論理」である<sup>(13)</sup>。ことに、屋敷地および園地を給与され、領主に徭役提供を義務づけられた中世在家についての石母田正氏の研究と、夫役や公事が、対地税である年貢とは別系統のものであり、人を対象とし、人をもって構成される家を対象にした対人税であることを指摘した永島福太郎氏の公事家の研究は<sup>(14)</sup>、屋敷地の論理に直接つながるものとして注目されなければならないであろう。しかし、この際問題となるのは、中世在家や公事家が、近世初期本百姓へとつながっていくのが実証されるのは、東国や近畿の山村地方のみであるということである。東国地方では、在家史料は一三—四世紀以降に盛んに出現し、近世初期本百姓へのつながりがみられるが、近畿先進地方では在家史料があらわれるのが一—二世紀後期であるが、一三世紀頃から一部を残して姿を消してくる。したがって、在家は近世初期本百姓に直接つながりをもたない。その意味では、名主と屋敷地、および名主と従属農民との間における屋敷地の問題の研究が進まないと中世から近世初期にかけての屋敷地のつながりは十分明晰になつてこない。

第五は、屋敷地についての比較研究の問題である。そのひとつは、沖縄本島やその周辺の島々に残存している屋敷地の問題である。これは、最初、河村只雄氏によって注目され<sup>(15)</sup>、さらに馬淵東一氏は、波照間村の社会構造を、家筋、血筋とをあわせて屋敷筋という三つの社会関係の範疇によって分析する視角を提唱した<sup>(16)</sup>。馬淵氏が、屋敷筋として重視しているのは拝所の氏子集団としての単位ということである。

この屋敷の問題は、近年、村武精一氏と山路勝彦氏によっても注目され、村武氏は屋敷が祖霊観念と結びついて聖地としての意味をもっていることと、屋敷神祠が、屋敷の東または南方向に祀られ、それが空間的方向性において男性原理を示すことを明らかにしている<sup>(17)</sup>。また山路氏は、屋敷地の長男優先相続がたてまえになっていること、および祖先崇拜観念と結びついていることを強調している<sup>(18)</sup>。

比較研究のいま一つは、国際比較研究の問題である。ことに、ヨーロッパについては、大塚久雄氏の『共同体の基礎理論』において、宅地 (Hof) とその周辺の庭畑地 (Wurt, Garden) とを含めたヘレディウム (Hereditium) とが、土地私有権の起源であったことが指摘されている<sup>(19)</sup>。また、松本新八郎氏も、古代ドイツにおいては、宅地と園地とは、その所有者 (世帯共同体) が、これをもって耕地の班給を受ける権利の象徴であり、同時に村落の構成員たる資格を表示するという觀念のもとに所有されていたことを指摘し、さらに中世においても、家宅園地を獲得することが、耕地の獲得を意味するということにもなっていたと指摘している<sup>(20)</sup>。

松本氏のこの叙述が、なにを原典としてなされているのかは詳かにしない。しかし、ヨーロッパの村落共同体の中で屋敷地がどのような意味をもっていたかについては、門外漢のわたしは、わずかに増田四郎<sup>(21)</sup>、三好正喜<sup>(22)</sup>、ネウスイヒン氏<sup>(23)</sup>等の著作で散見した程度であるから、問題点の指摘以上に言及することができない。

永原慶二氏は、「園宅地が私的所有形成の最初の拠点であることは、人類史に普遍的な法則性といって差しつかえなく、日本の場合も、その例外ではなかった<sup>(24)</sup>」といわれている。そこでの問題は、それぞれの社会と時代における支配構造や村落構造や身分構成の差異に応じて屋敷地 (園宅地) がそれぞれにどのような意味をもっていたかを明らかにしていくことであろう。そうした国際比較史研究を通して、日本社会の構造において屋敷地がもってきた意味の独自性を明らかにしていくことができると思われる。

#### 註

- (1) 今井林太郎・八木哲浩『封建社会の農村構造』、有斐閣、一九五五年。
- (2) 後藤陽一『近世村落の社会史的研究』、溪水社、一九八二年。
- (3) 有賀喜左衛門「岩手県二戸郡石神村に於ける大家族制度と名子制度」、一九三九年 (『有賀喜左衛門著作集』Ⅲ、所収)。
- (4) 中村吉治『近世初期農政史研究』、岩波書店、一九三八年。
- (5) 中村吉治、前掲書。

- (6) 『滋賀県史』第五卷、一九二八年。
- (7) 所三男「近世初期の本百姓役―役家と夫役の關係について―」(『封建制と資本制』、有斐閣、一九五六年)。
- (8) 中田薫「徳川時代に於ける村の人格」(『中田薫法制史論集』第二卷、岩波書店、一九三八年、所収)。
- (9) 『長野県史・近世史料編』第二卷、所収。
- (10) 朝尾直弘『近世封建社会の基礎構造』、御茶の水書房、一九六七年。
- (11) 後藤陽一、前掲書。
- (12) 中田薫「律令時代の土地私有権」(『法制史論集』第二卷、所収)。
- (13) 清水三男「上代の土地關係」、伊藤書店、一九四三年(『清水三男著作集』第一卷、校倉書房、所収)。戸田芳実『日本領主制成立史の研究』、岩波書店、一九六三年。
- (14) 永島福太郎「公事足と公事屋」(『史学論法』六〇編八号、一九五一年八月)。同「公事家考」(『史学雑誌』六三編三号、一九五四年三月)。
- (15) 河村只雄『統南方文化の探究』、一九四三年。
- (16) 馬淵東一「波照間島その氏子組織」(『日本民俗学会報』四一号、一九六五年、『馬淵東一著作集』第一卷、所収)。
- (17) 村武精一「沖繩本島・名域の descent. 家・ヤンキと村落空間」(『民俗学研究』三六号、一九七一年)。同『家族の社会人類学』、一九七三年。
- (18) 山路勝彦「沖繩・渡名喜島の門中についての予備報告」(『日本民俗学会報』五四号、一九六七年)。同「 $\wedge$ 門中 $\vee$ と $\wedge$ 家 $\vee$ に関する覚書」(『日本民俗学』七八号、一九七一年)。
- (19) 大塚久雄『共同体の基礎理論』、一九五五年(『大塚久雄著作集』第七卷、所収)。
- (20) 松本新八郎『中世社会の研究』(復刊)、東大出版会、一九八一年。
- (21) 増田四郎『西洋中世社会史研究』、岩波書店、一九七四年。第一章。
- (22) 三好正喜「ドイツ中世の初期の村落とホーフ」(清水盛光、会田雄次編『封建社会と共同体』、創文社、一九六一年)。
- (23) アイ・ネウスイヒン「八一〇世紀の南部ならびに西南ドイツにおける共同体の構造」(林基・山岡亮一監修『ゲルマン共同体の基本構造』、有斐閣、一九六〇年)。
- (24) 永原慶二『日本の中世社会』、岩波書店、一九六八年。

なお、屋敷地についての拙稿は、「家と屋敷地」(上・中・下)(神戸大学社会学研究会『社会学雑誌』一〇三)号および『家・同族団村落の社会史』(昭和六三年度文部省科研報告書)。

(神戸大学 社会学)